

平成24年行政事業レビューシート (環境省)

事業名	公害健康被害補償給付支給事務費交付金		担当部局庁	総合環境政策局環境保健部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和49年		担当課室	企画課保健業務室		加藤 祐一		
会計区分	一般会計		施策名	7-1 公害健康被害対策(補償・予防)				
根拠法令(具体的な条項も記載)	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第50条		関係する計画、通知等	公害健康被害補償給付支給事務費交付金交付要綱				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染又は水質汚濁(水底の底質が悪化することを含む。)の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ること。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	公害健康被害の補償等に関する法律又は同法に基づく命令の規定により、都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市(公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令(昭和62年政令第368号)による改正前の公害健康被害補償法施行令第3条に規定する市を含む。)の長が行う公害健康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用の1/2に相当する金額を交付する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	1,172	1,177	1,159	1,105	1,089	
		補正予算	0	0	0	0		
		繰越し等	0	0	0	0		
		計	1,172	1,177	1,159	1,105	1,089	
	執行額	1,158	1,177	1,159				
執行率(%)	99%	100%	100%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	公害による健康被害者に対する補償給付の事務処理については、迅速かつ公正な保護を目標としており、公害による健康被害者を管理する自治体は補償給付に係る事務を法定受託事務として行っているものであるため、事務に係る費用に公費を充てることで目標の達成を図るものである。そのため、成果を定量的な指標として設定することは困難である。		成果実績					
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	「公害健康被害の補償等に関する法律」における補償給付については、公害健康被害者による申請をもって審査を行い、適正であると認められるときは定期的に支給するものとなっており、法律に則った支給を行っているところである。そのため、成果を定量的な指標として設定することは困難である。		活動実績(当初見込み)		()	()	()	—
単位当たりコスト	(円/)		算出根拠					
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	公害健康被害補償給付支給事務費交付金	1,105	1,089	公害健康被害者の死亡等による減少のため。				
	計	1,105	1,089					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	-	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	-	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ・使途・費目	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	公害による健康被害者に対する補償給付の事務処理については、迅速かつ公正な保護を目標としており、公害による健康被害者を管理する自治体は補償給付に係る事務を法定受託事務として行っているものであるため、事務に係る費用に公費を充てており、受益者たる健康被害者には負担が生じない。本交付金は、自治体に直接交付しているため中間段階での支出は発生せず、使途は本事業の目的に必要なものに限定されている。
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	公害による健康被害者に対する補償給付の事務処理において、認定の更新及び障害等級の見直しを行うために必要な検査、公害健康被害認定審査会の運営にかかる経費、各種給付に係る請求書の印刷等に要する費用に公費を充てることで、公害による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図っている。
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>「公害健康被害の補償等に関する法律」における補償給付については、公害健康被害者による申請をもって審査を行い、適正であると認められるときは定期的に支給するものとなっており、法律に則った支給を行っているところである。よって、公害の健康被害者に対する事務処理について、適正に処理されていると考えられる。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	引き続き効率的な事業実施に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	-		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	218	平成23年行政事業レビュー	217

環境省
1,159百万円

都道府県知事等が行う事務の処理
に要する費用の1/2を交付する。



【交付金】

A. 自治体(46県市区)
1,159百万円

補償給付の支給、認定の更新等の
事務費

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

A. 公害健康被害補償給付支給事務費交付金(大阪市)			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
委託料	電子計算処理委託、公害レセプト点検事務委託等	65			
総合調整事務費	公害システム変更費等	41			
報酬	公害健康被害認定審査委員報酬、公害診療報酬審査委員会運営費等	8			
役務費	更新・見直し対象者通知、診療報酬支払通知書等	3			
その他	旅費、使用料及び賃借料等	2			
計		119	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	大阪市	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	119		
2	熊本県	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	111		
3	名古屋市	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	101		
4	尼崎市	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	54		
5	川崎市	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	42		
6	大田区	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	37		
7	大牟田市	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	35		
8	堺市	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	34		
9	板橋区	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	34		
10	東大阪市	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	26		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					